

# 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

株式会社 3C

令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、弊社におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記の3つの要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
  - B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
  - C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、弊社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

## ◎加算の取得状況

ブルーミングケア稲城坂浜	特定加算Ⅱ
ブルーミングラボ小田原浜町	特定加算Ⅱ
ブルーミングケア lab 名古屋茶屋	特定加算Ⅱ

## ◎賃金以外の処遇改善に係る具体的な取組内容

資質の向上	資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 入職促進に向けた取組 ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
労働環境・ 処遇の改善	両立支援・多様な働き方の推進 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備 腰痛を含む心身の健康管理 ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

その他	<p>生産性向上のための業務改善の取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</li><li>・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備</li><li>・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</li></ul> <p>やりがい・働きがいの醸成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li></ul>
-----	---

令和5年9月1日更新

以上